

令和元年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 振興会における平成30年度の契約状況は表1の通りであり、契約件数は68件、契約金額は26.0億円である。また、競争性のある契約は40件(58.8%)、14.0億円(53.8%)、競争性のない随意契約は28件(41.2%)、12.0億円(46.2%)となっている。

競争性のある契約が23件減少しているが、これは、労働者派遣契約において包括契約を締結したことにより、競争性のある労働者派遣契約の件数が大幅に減少したことによる。

競争性のない随意契約28件の内訳は、電子申請システム及びデータベース・システム改修等に係る著作権等排他的権利により競争の余地がないもの20件、参列者に対する警備の関係から当該者でしか実施できないもの4件、業務運営上の特別の必要に基づき建物を借り入れたもの2件、その他当該者が実施した先行調査を踏まえて緊急に実施する必要があったもの等2件であり、いずれも業者が一に限定されている、または業務運営上の特別の必要性があると判断されるため競争入札等に適さないものである。

表1 平成30年度の振興会の調達全体像

	平成29年度		平成30年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等(a)	62.0%	58.2%	48.5%	52.3%	△46.8%	△31.7%
	62件	19.9億円	33件	13.6億円	△29件	△6.3億円
企画競争・公募(b)	1.0%	0.3%	10.3%	1.5%	600.0%	300.0%
	1件	0.1億円	7件	0.4億円	6件	0.3億円
競争性のある契約 (c) = (a)+(b)	63.0%	58.5%	58.8%	53.8%	△36.5%	△30.0%
	63件	20.0億円	40件	14.0億円	△23件	△6.0億円
競争性のない随意契約 (d)	37.0%	41.5%	41.2%	46.2%	△24.3%	△15.5%
	37件	14.2億円	28件	12.0億円	△9件	△2.2億円
合計 (c)+(d)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	△32.0%	△24.0%
	100件	34.2億円	68件	26.0億円	△32件	△8.2億円

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減は、平成30年度の対29年度伸率である。

(2) 振興会における平成30年度の一者応札・応募については、表2の通りである。一者応札の15件には、平成30年度から新たな取り組みとして開始した参加者確認公募（随契事前確認公募）を実施した6件（競争性のある契約）及び企画競争を実施した結果一者応募となった1件を含み、当該7件を除くと、一般競争入札の結果一者応札となった案件数としては、昨年度と同数の8件となった。一般競争入札の結果一者応札となった8件と企画競争を実施した結果一者応募となった1件の合計9件について、一者応札・応募となった主な理由は、応札・応募しても受注見込みがないと業者が判断したと考えられるもの（5件、2.3億円）、仕様の内容により対応できる業者が限られていたと考えられるもの（3件、0.3億円）、応募し受注した場合に人的リソースを割けないと業者が判断したもの（1件、0.09億円）である。

表2 振興会の一者応札・応募状況

		平成29年度		平成30年度		比較増減	
2者以上	件数	55件	87.3%	25件	62.5%	△30件	△54.5%
	金額	11.7億円	58.5%	11.0億円	78.6%	△0.7億円	△6.0%
1者	件数	8件	12.7%	15件	37.5%	7件	87.5%
	金額	8.3億円	41.5%	3.0億円	21.4%	△5.3億円	△63.9%
合計	件数	63件	100.0%	40件	100.0%	△23件	△36.5%
	金額	20.0億円	100.0%	14.0億円	100.0%	△6.0億円	△30.0%

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減は、平成30年度の対29年度伸率である。

(注4) 平成30年度の一者応札欄の件数及び金額は、随契事前確認公募を実施した6件（0.35億円）及び企画競争を実施した1件（0.09億円）を含む。

2. 重点的に取り組む分野

重点的に取り組む分野としては、以下の取組みを行う。

(1) 一者応札・応募改善にかかる取組

一者応札・応募の改善にかかる取組みについては、これまで入札公告期間の20日以上での運用（公告期間の長期化）、文科省調達情報サイトへの公告（公告の広範囲化）、入札説明書（仕様書）の電子配布・集約型説明会の実施（入札手続きの簡素化）、競争を妨げる過度な仕様書としないほか、複数年度契約の拡大や、一者応札となった場合に公告期間の延長等による調達のやり直しを行うなど様々な取組みを行ってきた。

令和元年度においてもこれらの取組みを柔軟に実施し、引き続き一者応札・応募改善を行う。また、結果的に一者応札となった場合には、平成30年度に新たに開始した取組である「応札しなかった者へのヒアリング」を引き続き実施するとともに、仕様内容に改善できる点がないか等について担当課へのヒアリングを行う。

【評価指標：一者応札・応募の改善についての取組件数、業者及び担当課へのヒアリング実

施状況】

(2) 契約方法等の見直しによる経費節減及び業務の効率化の推進

機密文書溶解業務について、経費節減や業務の効率化の観点から包括契約の実施を検討する。また、学術システム研究センターにおいて開催する会議のペーパーレス化に向けての検討を行う。その他契約方法等の見直しにより経費節減や業務の効率化が見込まれるものを検討し、実施可能なものから実施する。

【評価指標：経費節減及び業務の効率化に関する取組状況、効果】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底については、以下の取組を行う。

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件及び引き続き随意契約を締結している案件について、調達等合理化検証・検討チーム（総括責任者は総務担当理事）において、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性の観点から点検を実施する。

令和元年においては、平成30年度中に取組を開始した「参加者確認公募」（随契事前確認公募）を引き続き実施し、プログラム等に係る著作権を当該者が有している等の理由により履行可能な者が一者しかいないとしてこれまで随意契約をしていた案件について、他に契約の相手方となり得る者がいないかを客観的に確認することにより、随意契約の透明性を高める。

【評価指標：調達等合理化検証・検討チームによる新規・継続随意契約案件の点検実施（実施率100%）、参加者確認公募（随意契約事前確認公募）の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

振興会の発注事務は、契約担当部署である会計課に一元化されており、契約担当部署以外では発注できない仕組みとしている。また、不正防止と法人の事務事業の円滑・効率的な遂行を両立させるため、発注業務にあたっては、発注する品目、数量、金額、その他必要となる事項を記載した購入依頼書を予め契約担当職員に提出し承認を受けることを原則としている。納品検収業務についても、発注者以外の検査職員が書面照合及び現物確認による検収を行った後、当該物品を使用する担当職員が書面照合及び現物確認をする相互牽制体制を原則としている。

令和元年度においては、これらの手続きが適切に実施されるよう平成30年度に構築したe-ラーニングの内容を更新し、各部課の会計手続きに携わる職員に対しそれを活用した研修を実施する。

また、不祥事は職員と取引業者間で起こることに鑑み、日頃、業者と接触する機会が多い会計課調達担当職員に対し引き続き「物品等調達事務に従事する者の留意事項」を配布し不正経理の防止に努める。

【評価指標：不正経理防止のためのeラーニングによる研修の実施状況、受講率の増】

(3) 適切な予定価格の設定について

予定価格の設定については、本会における過去の同一役務等の調達実績、市場価格や他機関における契約実績、公的機関や市販の公表資料による積算情報など可能な限り幅広く収集し、それらを踏まえ適切に設定する。

情報システム等の開発、改修、保守・運用等の調達のように、調達実績等により予定価格の積算が困難な場合は、外部専門家による開発コスト等の妥当性の検証、CIO補佐官による目的・用途と仕様の審査を行い、それらの結果を予定価格に反映させる。

なお、更改が見込まれているデータベース・システムについては、現在運用しているシステムの現状分析や、コンサルタントへのシステムの最適化案の提案依頼等、長期的観点から適切なシステム規模の検討を進める。

【評価指標：調達実績、市場価格等の反映状況、外部専門家・CIO補佐官の活用状況（CIO補佐官活用率100%）】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検証・検討チームにより調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 総務部長

メンバー 総務部会計課長、総務部会計課契約・経理室長代理、経営企画部情報企画課長、その他総括責任者が指名する職員

(2) 監査・研究公正室の機能

監査・研究公正室は調達等合理化検証・検討チームに意見を述べることができる。

(3) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、独立行政法人日本学術振興会契約監視委員会規程第2条の規定に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、日本学術振興会のホームページにて公表

するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上